

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年10月14日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和3年10月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北側地区	三豊市農政部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 瓦地地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 菅ノ谷地区	〃
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 嶋山地区	〃
	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 雨の宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 灰倉地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小滝地区	〃
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 百々地区	観音寺市経済部 農林水産課